

奄美・沖縄経済交流事業（奄美群島産品輸出促進事業）業務委託企画提案における質問

	質問	回答
1	セミナーの開催は対面か。オンラインでも可能か。	セミナーの開催は、対面、オンラインどちらでも構いません。
2	沖縄の輸出業者等による産地、商談会の開催とあるが、実際に奄美へ出向き、産地訪問をするという理解で間違いはないか。 また、沖縄の輸出業者ではなく、海外バイヤーを招聘する形でも問題ないか。	奄美群島内へ出向いていただき、産地訪問や商談会をする御理解で間違いありません。 仕様書には「バイヤー等の招へい」と記載しております。事業目的を達成するために必要な取組であれば、海外バイヤーの招へいでも差し支えありません。
3	企画コンペ実施要領の6(3)①アに「7(4)、(5)の項目については、より明確に内容を記載すること」とあるが、7には(4)までしかない。(5)は書き忘れか。	(5)は誤りです。7は(4)までとなります。また7 事業者の選定について、(1)～(4)の具体的な項目を以下に示します。 (1) 的確性 ・仕様書の内容に沿って提案になっているか ・企画提案書はわかりやすくできているか (2) 妥当性 ・実施手順・スケジュールは明確かつ妥当か ・見積金額は妥当な積算となっているか (3) 実現性 ・業務執行のための必要な実施体制が取られ、迅速・柔軟な対応ができる体制になっているか ・類似業務の受託実績があるか (4) 効果性 ・輸出に関心のある奄美群島事業者の掘り出しにつながるか ・セミナーや産地視察等を通じて、奄美群島事業者にとって効果的な商談機会の創出につながるか ・沖縄県の輸出事業者や奄美群島内の支援機関等など、関係先との連携が期待できるか ・沖縄県の充実したハブ機能を活かした取組となっているか ・輸出額や取扱アイテムの増加が期待され、奄美群島産品の販路拡大につながるか
4	参考見積について、正式な見積書については企画コンペの結果を踏まえ、改めて依頼するとあるが、プレゼンテーションの前に再度提出しなおすということか。	企画コンペ実施要領6の(3)①ウについて、企画コンペティションプレゼンテーション後に、正式に見積書を依頼します。
5	仕様書について2 事業の趣旨に記載の「沖縄県との連携」とは、沖縄県庁との連携を意味しているか。 もしくは、3 事業の内容(1)業務内容の(例)に記載のア.輸出セミナーの開催で「沖縄県庁担当部局等」と記載しているため、沖縄県庁に限らず、沖縄県産業振興公社等でもよろしい	「沖縄県との連携」は沖縄県庁だけを指すものではありません。ア.輸出セミナーの開催は、沖縄県庁に限ったものではございません。

	か。	
6	仕様書について、事業内容の(例)に記載のア. 輸出セミナーやイ. バイヤー等の招へいについて、輸出セミナーやバイヤー等の招へい「沖縄の輸出業者等による産地、商談会の開催」の場所について、貴県からの指定場所はあるか。	奄美群島であれば、場所の指定はありません。
7	仕様書について、3 事業内容に記載の「輸出に対応可能な奄美群島内事業者の掘り起こし」、(例)に記載の「輸出セミナー」や「沖縄の輸出事業者等による産地、商談会」について、貴県からの人数の規模感の指定、成果(目標)数値はあるか。	特に指定はありません。
8	仕様書について、「輸出セミナー」や「沖縄の輸出事業者等による産地、商談会」について、貴県からの指定場所が沖縄県外あった場合、沖縄の輸出事業者、沖縄県庁担当部局等やバイヤーの旅費は本業務から支払う必要があるか。	6の回答同様、場所の指定はありません。実施場所に関わらず、沖縄県庁担当部局等やバイヤーの旅費は本業務から支出する必要があります。
9	仕様書について、3 事業内容(1) 業務内容(例)ウ. 「沖縄交易会」への出展支援について、貴県におきまして出展支援は具体的にどのようなものを想定されているか。例えば、旅費や出展ブース代等を想定しているか。	「沖縄交易会」へは、鹿児島県ブースとしての出展を想定しています。ブース代は事業費からの支出となります。出展事業者の旅費は事業費に含んでおりません。受託者の旅費は事業費に含みます。
10	仕様書について、3 事業内容(1) 業務内容(例)ウ. 大規模展示会・商談出展会への支援で記載されている「沖縄交易会」にて出展後、成約まで至った場合、エ. テスト輸出 新規輸送ルート・輸送構築のためのトライアル輸送の内容まで連動して実施することができたとの理解をしてもよいか。また、ア. 沖縄県との連携による輸出セミナーの開催とイ. バイヤー等の招へいの同時開催のケースを行ってもよろしいか。	成約案件の進捗状況によりますので、成約に至ったからといってテスト輸送が実施できたとはいいきれません。 輸出セミナーとバイヤー等の招へい時期は特に指定はありません。
11	仕様書について、3 事業内容(1) 業務内容エ. テスト輸出について、奄美群島から那覇間の輸送運賃に対して活用可能な貴県の補助事業があれば、ご教示頂きたい。	本事業におけるテスト輸出について、活用できる補助事業はありません。
12	仕様書について、3 事業内容(2) 事業対象商品：奄美群島産品全般 について、「※奄美群島内で生産・製造された農林水産物(食品に限る)、加工食品及び工芸品等であること。」とあります。「※奄美群島内で生産・製造された農林水産物(食品に限る)、加工食品及び工芸品	事業目的を達成するための品目選定について当方からの指定はありません。

	等」の中から受託者にて絞る込みを行うことは可能か。	
13	仕様書について、6 その他留意事項「(6)提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容および金額については、双方が調整すること」について、ここに記載の「双方」とは委託者（貴県）と受託者との理解でよろしいか。	委託者（鹿児島県）と受託者となります。
14	実施要領について、企画コンペの実施方法等（3）企画コンペティション提案書の提出①提出書類 ア.企画コンペティション提案書・企画提案書の「※7（4）、（5）の項目については、より明確に内容を記載すること」とある。「※7（4）、（5）の項目」とは、どこの項目を指しているか。 例えば、実施要領の7 事業者の選定（4）効果性を指しているか。その場合、（5）の項目は7 事業者の選定にはない。	(5)は誤りです。7は(4)までとなります。本回答書3を御確認ください。
15	実施要領について、6 企画コンペの実施方法等（3）企画コンペティション提案書の提出①提出書類 ア.企画コンペティション提案書・企画提案書の「ウ. 参考見積書 ※正式な見積書については、企画コンペの結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者2名に改めて依頼する」とは、どのような状況と理解すると良いか。9 実施スケジュール上、どのような流れになるか。例えば、「企画コンペの結果」は、4月28日（火）に予定している委託業者決定時に確認できるという理解で良いか。その場合、「最も優れた企画を提案した応募者2名に改めて依頼する」とは、企画コンペ1位と2位の事業者に見積もりを依頼すると思われるが、貴県が見積もりについては、企画コンペ1位より2位の事業者の見積もりが良いとの判断になった場合、企画コンペ1位の委託事業者決定は取り消されるという状況になるのか。	企画コンペティションプレゼンテーション後に、正式に見積書を依頼します。実施スケジュール上、4月21日（火）に企画コンペティションプレゼンテーションを行った場合、4月28日（火）に委託事業者決定を行います。「最も優れた企画を提案した応募者2名に改めて依頼する」の2名は誤りです。最も優れた企画を提案した応募者1名に改めて正式に見積書を依頼します。
16	実施要領について、7 事業者の選定（4）効果性の「※具体的な審査項目は、奄美・沖縄経済交流事業（奄美銀等産品輸出促進事業）実施要領に記載する」とある。この※の文章を「7 事業者の選定」の後段で、記載している意図は何か。どこか別の場所、「7 事業者の選定」以外の場所で具体的な審査項目を記載する予定	事業者の選定について、具体的な審査項目は本回答書の3に示しています。

	か。もしくは、この※の文章は、「7 事業者の選定」のリード文として「具体的な審査項目を以下に記載する」の趣旨で記載する内容か。	
17	事業内容（1）業務内容 イバイヤー招聘 について：バイヤー招聘について、「沖縄の輸出業者等」となっているが、沖縄ルートでの輸出を検討できる、沖縄外に本社所在地のある輸出業者を招聘することは問題ないか。また、海外のバイヤーを招聘することも問題ないか。	目的を達成する取組であれば、招へいするバイヤーの所在地は問いません。
18	3 事業内容（1）業務内容 ウ 大規模展示会・商談会出展への支援 について・沖縄大交易会での出展支援とあるが、今回の業務委託予算に3社程度の出展費も含まれていると考えるとよろしいか。	お見込みの通りです。
19	事業で重視する成果は、「輸出額の増加」「輸出事業者数の増加」「継続取引の創出」のうち、どれを最重要視されているか。	事業成果として、どれかひとつを選ぶことを想定していません。
20	沖縄県の物流ハブ機能を活用した輸出拡大」とありますが、現時点で想定されている主な輸出先国・地域はあるか。	事業の趣旨や業務の目的を勘案の上、御提案ください。
21	成果（目標）数値について、必須と考えられている指標（例：商談件数、契約件数、輸出額など）はあるか。	特に想定はございません。
22	輸送費は事業費に含まれるか。	事業費の予算の範囲内に含まれます。
23	本事業を実施するにあたり、現時点で特に課題と認識されている点や、解決を期待されている事項があるか。	仕様書について、2 事業の趣旨を御確認ください。
24	想定されている対象輸出品目は何か。	事業対象品目：奄美群島産品全般です。 ※ 奄美群島内で生産・製造された農林水産物（食品に限る）、加工食品及び工芸品等であること。